

浄化槽設置費補助金

●補助対象区域

○下水道事業区域以外の神川町全域

※下水道事業区域：大字熊野堂の一部、大字元原全域、大字渡瀬全域

●補助金額

専用住宅に設置されている単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換（浄化槽設置届を提出し、合併処理浄化槽への入れ替えを行うこと）を行う場合のみ補助金の対象となります。

令和6年度	5人槽	7人槽	10人槽
設置費	332,000円	414,000円	548,000円
配管費	64,000円		
撤去・処分費	60,000円		

●注意点

- ・建築基準法第6条第1項に規定する建築の新築、増築、改築などの工事の場合は補助金をご利用できません。
- ・工事費が補助限度額を下回る場合は、工事費が補助額となります。
- ・店舗併用住宅の場合は、住居部分が2分の1以上あること。
- ・高度処理型でかつ環境配慮型の性能要件を満たす浄化槽であること。
- ・工事がすでに着工または完了しているものは対象になりません。
- ・予算に達し次第、受付は終了となります。

●人槽の算定 参考「建築用途別処理対象人員算定基準」(JIS A 3302-2000)

【住宅】 (A：住宅の延べ面積)

- ・ A=130㎡以下の場合 ⇒ 5人槽
- ・ A=130㎡以上の場合 ⇒ 7人槽
- ・ 二世帯住宅（浴室及び台所が2か所以上） ⇒ 10人槽

●単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去・処分費補助金に関する基準について

撤去・処分費補助金を利用するためには、次の4つの基準を満たす必要があります。

1. 処分する既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽については、「①清掃」、「②消毒及び汚泥処理」、「③撤去」、「④運搬から最終処理までの廃棄物としての処理」の全てが行われるものであること。
2. 撤去とは、既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を掘り起こし、完全に除去するものであること。ただし、住宅と一体として設置された汲み取り便槽については、住宅の外壁より外側の部分を完全に除去するものであること。
3. 実績報告書において、「①清掃」、「②消毒及び汚泥処理」、「③撤去」の実施が写真により確認でき、撤去の写真については撤去した浄化槽又は便槽の状況、撤去場所の埋め戻し前の状況が確認でき、完全に除去したことが確認できるものであること。
4. 「④廃棄物としての処理」については、産業廃棄物管理表E票（マニフェストE票）により確認できること。

● 申請書添付書類について

1. 補助金交付申請時に必要な書類

(1) 浄化槽に関する調書の写し	認定シートも含む
(2) 放流届出書等の写し	放流届出書は、 建設課 に提出してください。
(3) 工事費等見積り書の写し	撤去処分費、配管費補助を受ける場合は、撤去処分工事、配管工事に係る工事明細及び金額も明記してください。
(4) 工事請負契約書の写し	印紙を添付してください。
(5) 建物平面図	各階の面積が詳細に分かる図面
(6) 浄化槽設置届出書の写し	設置届出書の写しを添付してください。 設置届出書は、 防災環境課 に提出してください。
(7) 設置場所の案内図及び配置配管図	浄化槽に流入させる屋外配管及び浄化槽からの放流先までの配管図面
(8) 登録証	
(9) 登録浄化槽管理票（C票）	
(10) 機能保証登録証	
(11) 浄化槽設備士免状の写し	
(12) 環境保全に関する誓約書	町の様式を使用してください。
(13) 既存単独浄化槽等の現況写真	
(14) 町税に滞納がない証明書	

・必ず工事着工前に申請書を提出してください。

2. 補助金実績報告時に必要な書類（申請者ご本人が提出してください。）

(1) 浄化槽維持管理一括契約書の写し	（浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者及び一般社団法人埼玉県浄化槽協会（埼玉県知事指定検査機関）との委託契約書の写し（印紙貼付の写し）
(2) 浄化槽法定検査払込金受領証の写し	浄化槽法第7条及び11条検査払込金受領証の写しを添付してください。
(3) 工事費等内訳書（浄化槽本体価格や補助対象部分が判明できるもの）	設置工事、撤去・処分工事、配管工事の明細を明記してください。
(4) 領収書の写し	
(5) 工事写真	本体全形から掘削、埋め戻し、完成までの過程
(6) 配管設置工事の写真	
(7) 既存単独処理浄化槽等の取り壊し写真	清掃、消毒、撤去及び収集運搬
(8) 既存単独浄化槽等の 産業廃棄物管理表E票 （マニフェストE票の写し）	最終処分を確認するため、必ずE票の写しをお願いします。
(9) 施行に関する審査チェックリスト	町の様式を使用してください。

・工事完了後1ヶ月以内に必ず実績報告書を提出してください。

・実績報告時に必要な(1)、(2)、(4)、(8)の書類は、原本確認が必要なため、併せて提出してください。原本は確認次第お返しいたします。

※領収証原本を申請者ご本人様に確認していただきますので、必ず申請者ご本人が実績報告書を提出してください。

●工事写真について

1. 浄化槽の全体の写真	メーカー、型式、などがわかるようにしてください。
2. 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真	浄化槽設備士が正面を向いて標識を掲げ、周辺状況も分かるように写してください。また、標識の記載事項が判読できるようにしてください。
3. 基礎工事の状況を示す写真	<p>不当沈下防止のための基礎工事の状況を、各工程ごとに写してください。</p> <p><u>①掘削の状況</u> <u>②栗石地業（栗石と深さの分かるスケール）</u> <u>③目つぶし</u> <u>④底版型枠・配筋</u> <u>⑤底版コンクリート打設（コンクリート厚さが分かるスケール）</u></p>
4. 据付工事の状況を示す写真	<p>槽本体の外部、内部に傷がないか、ろ材や接触材及びその押さえに変形や破損がないか確認したうえで、埋め戻し作業の状況を各工程ごとに写してください。</p> <p><u>①水準器で本体の水平を確認しているところ</u> <u>②埋め戻しの高さをスケールで確認しているところ</u> <u>③水張り及び水締め作業を行っているところ</u> <u>④埋め戻し作業（つき棒、ランマー等）</u></p>
5. スラブ工事の状況を示す写真	<p>埋め戻しの際のつき固めにより地盤が安定したことを確認してから、スラブ工事の状況を各工程ごとに写してください。</p> <p><u>①型枠・配筋</u> <u>②コンクリート打設</u> <u>③モルタル仕上げ</u></p>
6. かさ上げの状況を示す写真	マンホール蓋の高さからバルブ等の操作が可能であるか分かるように、かさ上げ部にスケールをあてて写してください。(30cm以内)
7. 設置完了の写真	
8. 配管工事の写真	全ての配管状況を写す必要はありませんが、 <u>浄化槽への流入部付近、放流部付近、建物との接合部、途中配管など、4枚～6枚程度で配管工事の状況を写してください。</u>
9. 単独浄化槽又は汲み取り便槽の撤去写真	<p>「①清掃」、「②消毒及び汚泥処理」、「③撤去」の実施が写真により確認でき、撤去の写真については、撤去した浄化槽又は便槽の状況、撤去場所の埋め戻し前の状況が確認でき、完全に除去したことが確認できるものであること。具体的には、</p> <p><u>① 工事着工前の写真</u> <u>② 汚泥抜き取り作業の写真</u> <u>③ 消毒作業の写真</u> <u>④ 解体又は堀上げ作業の写真</u> <u>⑤ 堀上げた浄化槽本体の写真</u> <u>⑥ 浄化槽撤去後の写真</u> <u>⑦ 埋戻し作業の写真</u></p>